

<空の安全・安心を！整理解雇四要件を守れ！>

2014.3.10

JAL闘争を支える京都の会News No.26

京都市東山区今熊野南日吉町 17 FAX: 075-531-3856 E-mail: komai123@kfa.biglobe.ne.jp

2014春の争議支援総行動行われる



JAL原告団も参加

JAL不当解雇撤回裁判は、5月15日客室乗務員裁判、6月5日乗員裁判と、東京高裁判決日がいよいよ決定されました。東京地裁の不当判決を挽回し、大きな大衆運動を起こして世論喚起すべきJAL闘争のまさに正念場です。空の安全と整理解雇四要件を守り、闘う労働組合つぶしを許さず、秘密保護法をはじめとする安倍政権の反動・暴走政治をくいとめ、春闘勝利のためにも負けるわけにはいきません。2月18日、「2014春の争議支援総行動」が取り組まれ、JAL原告団も参加し稻盛財団への要請、京セラ申し入れを行いました。



本能寺会館前宣伝行動・申し入れ

(全国一般・本能寺分会支援 分会長への不当人事撤回)



稻盛財団への要請

(JAL不当解雇撤回争議支援)



京セラ前宣伝行動・申し入れ

(JAL不当解雇撤回争議支援)



争議支援宣伝行動（四条烏丸）

(ウラ面もご覧ください)

JAL 不当解雇撤回裁判

東京高裁
第5民、第24民

JAL 客室乗務員解雇事件(5月15日判決) 東京高裁第5民事部、大竹たかし裁判長

客室乗務員は既に1780名も

何と！JALは
新規パイロットの採用開始！

JAL パイロット解雇事件(6月5日判決) 東京高裁第24民事部、三輪和雄裁判長

許されない、道義にもとる行為

日本航空は、1月20日に来年度のパイロット新規採用の募集を始めました。それは、昨年12月26日にパイロット解雇裁判の控訴審が結審したからです。

日本航空側としては、結審前に公開すると、控訴人（原告）側から、解雇の必要性は無かったとの証拠として取り上げられ、裁判で日本航空側が不利になると考えたからなのです。

また、今回の募集では採用人数を未定としています。これも裁判所を意識したやり方です。事業計画（乗員計画）上、採用数が未定などあり得ません。経営内部では募集人数を確定しているものの、被解雇者数との関係で明らかにしていないのです。これまた、裁判所を欺く姑息なやり方です。

今回の募集は、機長訓練や副操縦士昇格訓練の再開に続くもので、2010年12月31日に強行されたパイロット81名の解雇の必要がなかったことを意味しています。

日本航空の道義にもとる行為は、裁判所を無視した許されない行為です。